

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局政策推進主任等設置規程を次のように定める。

平成16年4月20日

京都市消防局長 森 澤 正 一

(設置)

第1条 消防局（以下「局」という。）の重要な政策（以下「重要政策」という。）の推進を図るため、政策推進主任（以下「政策主任」という。）及び政策推進副主任（以下「政策副主任」という。）を置く。

2 政策主任は総務部長を、政策副主任は総務部企画課長（以下「企画課長」という。）をもって充てる。

(政策主任等の職務)

第2条 政策主任は、消防局長（以下「局長」という。）の命を受け、重要政策の進行管理並びに新規の重要政策の企画及び立案並びにこれらに伴い必要となる他の局等との連絡及び調整を行う。

2 政策副主任は、政策主任を補佐し、政策主任に事故があるときは、その職務を代理する。

(重要政策推進員)

第3条 重要政策を円滑に推進するため、局に重要政策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は局の課長（企画課長を除く。）をもって充てる。

（推進員の職務）

第4条 推進員は、上司の命を受け、重要政策の企画及び立案並びに進行管理を行う。

（政策推進会議）

第5条 重要政策の企画について、審議し、総合的な調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図るため、局に京都市消防局政策推進会議（以下「政策推進会議」という。）を置く。

（構成）

第6条 政策推進会議は、局長、消防局次長（以下「次長」という。）、消防局理事（以下「理事」という。）、総務部長、予防部長、安全救急部長、警防部長、防災危機管理室長、消防学校長及び担当部長をもって構成する。

（議長及び副議長）

第7条 政策推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は局長を、副議長は次長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長及び副議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がこれを代理する。

（会議）

第8条 政策推進会議の会議は、議長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 政策推進会議の会議の出席者は、局長、次長、理事及び総務部長のほか、会議に付議する事案に応じて、第6条に掲げる者のうちから、そのつど議

長が指名する。

- 3 議長は、必要があると認めるときは、第6条に掲げる者以外の者を政策推進会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 政策推進会議の庶務は、総務部企画課において行う。

(補則)

第10条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(関係訓令の廃止)

- 2 京都市消防局企画推進主任等設置規程は、廃止する。

(消防局総務部企画課)